

住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容		評点	最高 評点
1	構造一般の 程度	①基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である もの	10		45
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの（注）	25		
2	構造の腐朽 又は破壊の 程度	③基礎、土 台、柱又はは り	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、 又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
			基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しい もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土 台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等 大修理を要するもの	50		
			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形 が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁（注）	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 下地の露出しているもの（注）	15		
			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通 する穴を生じているもの（注）	25		
		⑤屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨 もりのあるもの	15		
			屋根ぶき材料に著しく剥落があるもの、軒の裏 板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下 がったもの	25		
			屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	⑥外壁	延焼の恐れがある外壁があるもの	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上ある もの	20					
⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		
4		⑧雨水	雨樋がないもの	10		10

合計	点
----	---

（備考）一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

（注）界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅等の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表2

補助金額
<p>1. 老朽住宅等除却事業</p> <p>以下のうち最も低い金額を補助金額とする。補助金額は千円未満切捨とする。</p> <ul style="list-style-type: none">①除却に要する費用の80%②住宅局が定める標準建設費の80%③1,645,000円(補助上限)
<p>2. 津波避難重点路線加算</p> <p>中土佐町地域防災計画において、津波避難重点路線に指定されて2年以内の路線沿いに位置するものについては、以下の金額を加算する。加算分については端数切捨を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">①除却に要する費用の総額と、1で算出された補助金額との差額(上限400,000円)

別表3(第3条第4項、第5項、第6条、第9条(5))

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務をする社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、事故、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。